

## 御前崎市中学生・高校生海外研修事業参加費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 御前崎市は、国際交流及び国際化を推進するため、海外研修事業(以下「研修」という。)に参加する者に対し、参加費の一部を交付する。

2 前項の助成金に関しては、御前崎市補助金等交付規則(平成16年御前崎市規則第37号)及びこの告示の定めるところによる。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象は、次に掲げる者とし、この告示による助成を受けることができるのは1人1回限りとする。

- (1) 御前崎市内在住の中学生
- (2) 御前崎市内在住の高校生
- (3) その他市長が必要と認める者

2 助成の対象となる研修は、次に掲げるものとする。ただし、観光を主とするものを除く。

- (1) 国際交流に関する海外研修事業
- (2) 国際貢献に関する海外研修事業
- (3) 語学研修に関する海外研修事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、一人当たり研修に要する参加負担金の額の2分の1以内で、10万円を限度とする。

### (適用除外)

第4条 国及び地方公共団体の補助金の交付を受けて参加する研修については、助成金を交付しないものとする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に研修計画書(様式第2号)及びその他市長が必要と認める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、研修が完了したときは、実績報告書(様式第4号)に研修報告書を添えて、研修完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

までに市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、交付すべき助成金の額を確定したときは、確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、前条による確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成金決定の取消し)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 助成金の交付を受けた者が、自己及び主催者の都合により研修に参加出来なくなった場合又は研修が中止になった場合は、市長に届け出るものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。